第七条　前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二　令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条　第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　寺田　稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第八十五号

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の四十六」を「第二十三条の四十七」に、「第三十四条」を「第三十八条」に改める。

第二十三条の七第一項及び第二項第二号中「収支の改善」を「経営基盤の強化」に改め、同項第三号中「行う」の下に「競走体系の整備に向けた」を加え、同項第四号中「の事業」の下に「、競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を加え、同条第四項第二号中「収支の改善」を「経営基盤の強化」に改める。

第二十三条の八第一項中「第二十三条の三十六第一項第八号」を「第二十三条の三十六第一項第九号」に改め、同条第二項中「以下」を「第二十三条の三十六第一項第九号及び第十号において」に改める。

第二十三条の十八第五号中「第二十三条の三十六第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号」に改める。

第二十三条の三十六第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「馬」を「前号に掲げるもののほか、馬」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

第二十三条の三十六第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「関し」の下に「、競走体系の整備その他の観点から」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

第二十三条の三十六第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供の求め）

第二十三条の三十六の二　協会は、都道府県若しくは指定市町村又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、前条第一項第二号に掲げる業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができる。

第二十三条の三十七第一項中「前条第一項第九号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改める。

第二十三条の三十八第二項第三号中「第二十三条の三十六第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項第四号中「第二十三条の三十六第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第七号」に改め、同項第五号中「第二十三条の三十六第一項第九号から第十一号まで」を「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」を「第二十三条の三十六第一項第十号から第十二号まで」に改める。

第二十三条の四十二中「含む」を「含み、第二十三条の四十四第一項の規定により繰り入れる金額に相当する金額を除く」に改め、同条第一号中「第二十三条の三十六第一項第九号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改め、同条第二号中「第二十三条の三十六第一項第十二号」を「第二十三条の三十六第一項第十三号」に改める。

第二十三条の四十三第一号中「業務」の下に「（第三号に規定する業務を除く。）」を加え、同条第二号中「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務」を「第二十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務（以下「競馬活性化業務」という。）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（次条第三項において「競走馬生産振興業務」という。）及びこれに附帯する業務に係る経理　競走馬生産振興勘定

第三章中第二十三条の四十六を第二十三条の四十七とし、第二十三条の四十五を第二十三条の四十六とし、第二十三条の四十四を第二十三条の四十五とし、第二十三条の四十三の次に次の一条を加える。

（競馬活性化業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金の確保）

第二十三条の四十四　協会は、地方競馬の事業の経営基盤の強化を図るために必要がある場合には、競馬活性化業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を前条第一号に定める畜産振興勘定から同条第二号に定める競馬活性化勘定に繰り入れることができる。